

## 補助金申請に際しての留意事項

補助対象事業及び補助対象者については、下記の（１）から（７）の要件を満たすことが必要です。

- （１）先行技術調査等の結果からみて、外国等での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。
- （２）外国等で権利が成立した場合等において「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「商標出願に関し、外国等における抜け駆け商標への対策の意思を有している」こと。  
※抜け駆け商標とは、日本国において既に出願又は登録済みの商標が、海外において第三者により無断で出願・登録された商標のこと。
- （３）海外出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- （４）補助金の交付を受けるにあたり、国内弁理士等の協力を受けられること（申請時に、弁理士等が中小企業者等の申請事務に協力する「協力承諾書」が必要であること。国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の書類を提出できること）。
- （５）補助金の交付を受けるにあたり、経済産業省におけるEBPM※に関する取組に協力すること。
- （※）EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後ますます重要性が増していくことが予想されます。  
なお、申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、審査、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のために利用します。また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力を同意したものとみなします。
- （６）過去に海外出願支援事業助金の交付を受けた中小企業者等については、フォローアップ調査への回答を提出していること。併せて、補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に対し、積極的に協力すること。
- （７）補助金交付決定前に翻訳を依頼、着手した場合等の事前着手については、原則として案件自体が補助対象外になること。

※ 本公募や本事業における各種申請（本応募申請書、交付要綱による交付申請書、実績報告書、各種届出等）について、その作成等を行政書士又は行政書士法人以外の者が、他人の依頼を受け報酬を得て代理することは行政書士法第19条のとおり行うことはできません。